

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に係る 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用及び JASSO 支援金について

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域にて被災された世帯の学生について緊急応急奨学金での対応を図っております。また、学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方への JASSO 支援金の申請を受け付けています。

については、大きな被害を受け、経済的に今後の学業継続が著しく困難になった学生は、大至急窓口にご相談ください。

記

○奨学金緊急採用・応急採用について

1 災害救助法適用地域（災害救助法適用日：令和元年9月9日）

【千葉県】千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

2 適用地域の準用 以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の摘要を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

3 貸与始期及び貸与終期

緊急採用（第一種・無利子）

【貸与始期】2019年9月以降の希望月 【貸与終期】2020年3月（延長可）

応急採用（第二種・有利子）

【貸与始期】2019年4月以降の希望月 【貸与終期】修業年限の終了月

4 提出書類

被災証明書及び大学の指示する書類

○JASSO 支援金について

- 1 対象者 本災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた者。
- 2 申請方法 本学を通じて申し込みます。
- 3 支給額 10万円（返還不要）

※その他、奨学金返還者の減額返還や返還期限猶予の制度がありますので、窓口へ相談ください。

令和元年9月17日 学生支援課学生サービス係
(083-933-5165)